資料5

○青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例

平成23年３月25日

条例第８号

改正

平成23年９月14日条例第27号

平成27年12月15日条例第36号

平成28年10月７日条例第37号

平成29年５月18日条例第17号

令和６年７月１日条例第29号

青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定にもとづき、議会の議決すべき事件を定めることによって、議会の政策形成機能および執行機関に対する監視機能の強化を図り、もって市民に開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（議決事件）

第２条　議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

（１）　青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止

（２）　東青梅１丁目地内諸事業用地等の利活用に関する構想および整備基本計画（以下「整備基本計画等」という。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止

（３）　青梅市立総合病院の建て替えに関する基本構想および基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止

（議会への報告等）

第３条　議会は、市長が前条第１号に掲げる基本構想および基本計画ならびに同条第２号に掲げる整備基本計画等の策定、変更または廃止をしようとするとき、ならびに病院事業管理者が同条第３号に掲げる基本構想および基本計画の策定、変更または廃止をしようとするときは、市民の視点に立った効率的かつ効果的なものとするために、市長または病院事業管理者に対して報告を求め、または意見を述べることができる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成23年９月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年12月15日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成28年10月７日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成29年５月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（令和６年７月１日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。